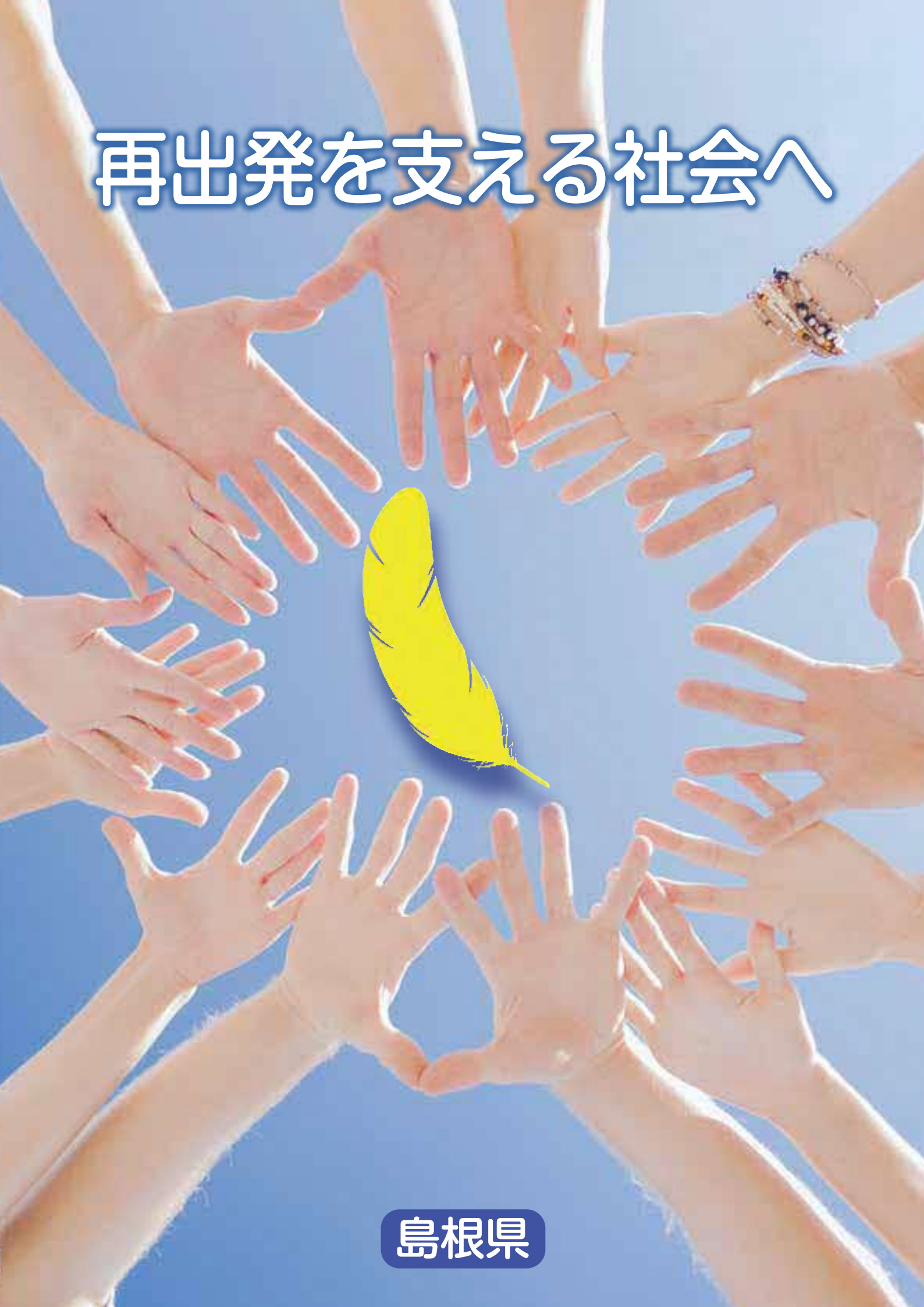
再出発を支える社会へ



島根県

関係機関・団体

刑事司法機関

裁判所

松江地方裁判所・松江家庭裁判所・松江簡易裁判所
松江市母衣町 68 番地
0852－23－1701（代表）

検察庁

地方検察庁に必要に応じて支部が置かれている。

松江地方検察庁
松江市母衣町 50
0852-32-6715（刑事政策推進班）

出雲区検察庁
出雲市塩冶善行町 13-3
0853-21-0282

浜田区検察庁
浜田市田町 116-1
0855-22-0376

益田区検察庁
益田市幸町 6-57
0856-22-0428

刑務所

松江刑務所
〒690-8554　松江市西川津町 67
0852-23-2222

島根あさひ社会復帰促進センター
〒697-0492　浜田市旭町丸原 380-15
0855-45-8171
*ＰＦＩ手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、ノウハウを活用して行う手法）を用いた官民協働運営の刑務所

米子拘置支所
鳥取県米子市上後藤 6-15-1
0859-29-2541

松江少年鑑別所（島根法務少年支援センター）
松江市内中原町 195
0852-21-3155

保護観察所

松江保護観察所
松江市向島町 134-10　松江地方合同庁舎６階
0852-21-2087

警察

島根県警察本部
松江市殿町 8-1
0852-26-0110
0120-7867-19
（ヤングテレホン / けいさつ・いじめ 110 番）

松江警察署
松江市袖師町 5-10
0852-28-0110

安来警察署
安来市今津町 674-1
0854－22－0110

雲南警察署
雲南市三刀屋町三刀屋 124-2
0854-45-0110

出雲警察署
出雲市塩冶有原町２丁目 19
0853-24-0110

大田警察署
大田市長久町長久ハ 7-1
0854-82-0110

川本警察署
邑智郡川本町大字川本 337-6
0855-72-0110

江津警察署
江津市江津町 1016-48
0855-52-0110

浜田警察署
浜田市黒川町 3748-10
0855-22-0110

益田警察署
益田市東町 7-5
0856-22-0110

津和野警察署
鹿足郡津和野町大字森村口 84-2
0856-72-0110

隠岐の島警察署
隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二 20-15
08512-2-0110

浦郷警察署
隠岐郡西ノ島町大字浦郷 218-4
08514-6-0121

法　律

島根県弁護士会
松江市母衣町 55-4
0852-21-3450（こどもの権利相談の電話受付）
0852-21-3464（刑事事件の当番弁護士派遣依頼・少年事件当番付添人派遣依頼の受付）

法テラス島根法律事務所
松江市南田町 60
050-3383-5498

法テラス浜田
浜田市浅井町 1580 第二龍河ビル６階
050-3383-0026

保健・医療

県立心と体の相談センター
（島根県ひきこもり支援センター）
松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根２階
0852-21-2885（心の相談ダイヤル）

県立こころの医療センター
（医療観察法による入院・通院医療等）
出雲市下古志町 1574-4
0853-30-0556

保健所

松江保健所
松江市東津田町 1741-3
0852-23-1316

雲南保健所
雲南市木次町里方 531-1
0854-42-9642

出雲保健所
出雲市塩冶町 223-1
0853-21-1190

県央保健所
大田市長久町長久ハ 7-1
0854-84-9823

浜田保健所
浜田市片庭町 254
0855-29-5550

益田保健所
益田市昭和町 13-1
0856-31-9545

隠岐市庁隠岐保健所
隠岐郡隠岐の島町港町字塩口 24
08512-2-9710

隠岐支庁隠岐保健所
（島前保健環境課）
隠岐郡西ノ島町大字別府字飯田 56-17
08514-7-8121

福　祉

県立わかたけ学園
松江市宍道町西来待 1300
0852-66-0053

中央児童相談所
松江市西川津町 3090-1
0852-21-3168

浜田児童相談所
浜田市上府町イ 2591
0855-28-3560

出雲児童相談所
出雲市小山町 70
0853-21-0007

益田児童相談所
益田市高津 4-7-47
0856-22-0083

中央児童相談所隠岐相談室
隠岐郡隠岐の島町港塩口 24
08512-2-9810

女性相談センター
松江市北田町 48-1
0852-25-8071

女性相談センター西部分室
大田市大田町大田イ 236-4
0854-84-5661

島根県地域生活定着支援センター
松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根内
0852-32-5945
（特別調整対象者等への支援）

島根県社会福祉士会

島根県精神保健福祉士会

島根県医療ソーシャルワーカー協会

雇　用

ハローワーク松江
松江市向島町 134-10　松江地方合同庁舎２階
0852-22-8609

ハローワーク隠岐の島
隠岐郡隠岐の島町城北町 55
08512-2-0

ハローワーク安来
安来市安来町 903-1
0854-22-2545

ハローワーク浜田
浜田市殿町 21-6
0855-22-8609

ハローワーク出雲
出雲市塩冶有原町 1-59
0853-21-8609

ハローワーク益田
益田市あけぼの東町 4-6
0856-22-8609

ハローワーク雲南
雲南市木次町里方 514-2
0854-42-0751

ハローワーク石見大田
大田市大田町大田口 1182-1
0854-82-8609

ハローワーク川本
邑智郡川本町川本 301-2
0855-72-0385

しまね東部若者サポートステーション
松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根１階
0852-33-7710

しまね西部若者サポートステーション
浜田市野原町 1826-1 いわみーる１階
0855-22-6830
若年者（15 ～ 39 歳）の来所相談、学校と連携し中退者等への支援

障害者就業・生活支援センター
雇用に関するサポートや制度の活用等必要な情報の提供

松江障害者就業・生活支援センター　ぷらす
松江市寺町 198-61 寺町プラザ２階
0852-60-1870

雲南障がい者就業・生活支援センター　アーチ
雲南市木次町下熊谷 1259-1
0854-42-8022

出雲障がい者就業・生活支援センター　リーフ
出雲市今市町 875-6 ユメッセしんまち１階
0853-27-9001

大田障がい者就業・生活支援センタージョブ 亀の子
大田市長久町長久口 267-6
0854-84-0273

浜田障害者就業・生活支援センター レント
浜田市殿町 75-8
0855-22-4141

益田障がい者就業・生活支援センター エスポア
益田市あけぼの町東町 1-9
0856-23-7218

隠岐障がい者就業・生活支援センター　太陽
隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四 309-1
08512-2-5699

更生保護団体

＊保護司
犯罪や非行をした人たちの立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、刑事施設や少年院に入っている人がスムーズに社会復帰できるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。

島根県保護司会連合会
松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎６階
0852-21-3767

松江地区保護司会
松江市千鳥町 70 更生保護サポートセンター松江
0852-31-7031

安来地区保護司会
安来市広瀬町広瀬 802 やすぎ更生保護サポートセンター
0854-26-4181

雲南地区保護司会
雲南市木次町木次 1012 番地１雲南更生保護サポートセンター
0854-42-3550

出雲地区保護司会
出雲市今市町 543 出雲更生保護サポートセンター
0853-22-7190

大田地区保護司会
大田市仁摩町仁万 643-2 大田地区更生保護サポートセンター
0854-88-2051

邑智地区保護司会
邑智郡川本町川本 315-8 邑智地区更生保護サポートセンター
0855-74-2230

浜田地区保護司会
浜田市松原町 240-2 浜田地区更生保護サポートセンター
0855-25-5345

益田地区保護司会
益田市須子町 3-1 更生保護益田サポートセンター
0856-23-6666

隠岐地区保護司会
隠岐郡隠岐の島町城北町 163 番地 隠岐更生保護サポートセンター
08512-3-1701

＊更生保護施設等

更生保護施設　しらふじ
松江市奥谷町 306-1
0852-21-5383
保護観察所から委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが困難な保護観察又は更生緊急保護の対象者への宿泊、食事提供、生活指導、就職援助を行う施設。

自立準備ホーム
保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者に、保護観察所が、宿泊場所の供与と自立のための生活指導のほか、必要に応じて食事の給与を委託する。

島根保護観察協会
松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎６階
0852-21-3767
犯罪予防・更生保護に関する広報活動や更生保護事業団体に対する連絡、助成及び刑務所出所者等に対する一時保護事業等を行う更生保護法人。

島根県就労支援事業者機構
松江市向島町 134-10　松江地方合同庁舎６階
0852-21-3767
刑務所出所者等を雇用した協力雇用主への助成事業等就労支援事業を行う特定非営利活動法人。

更生保護女性会
地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

ＢＢＳ会
非行のある少年や悩みをもつ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動を行う青年のボランティア団体。
松江地区ＢＢＳ会、出雲地区ＢＢＳ会、浜田地区ＢＢＳ会（島根県立大学ＢＢＳサークル）

協力雇用主
保護観察又は更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。



更生ペンギンの
ホゴちゃん
（更生保護のマスコットキャラクター）

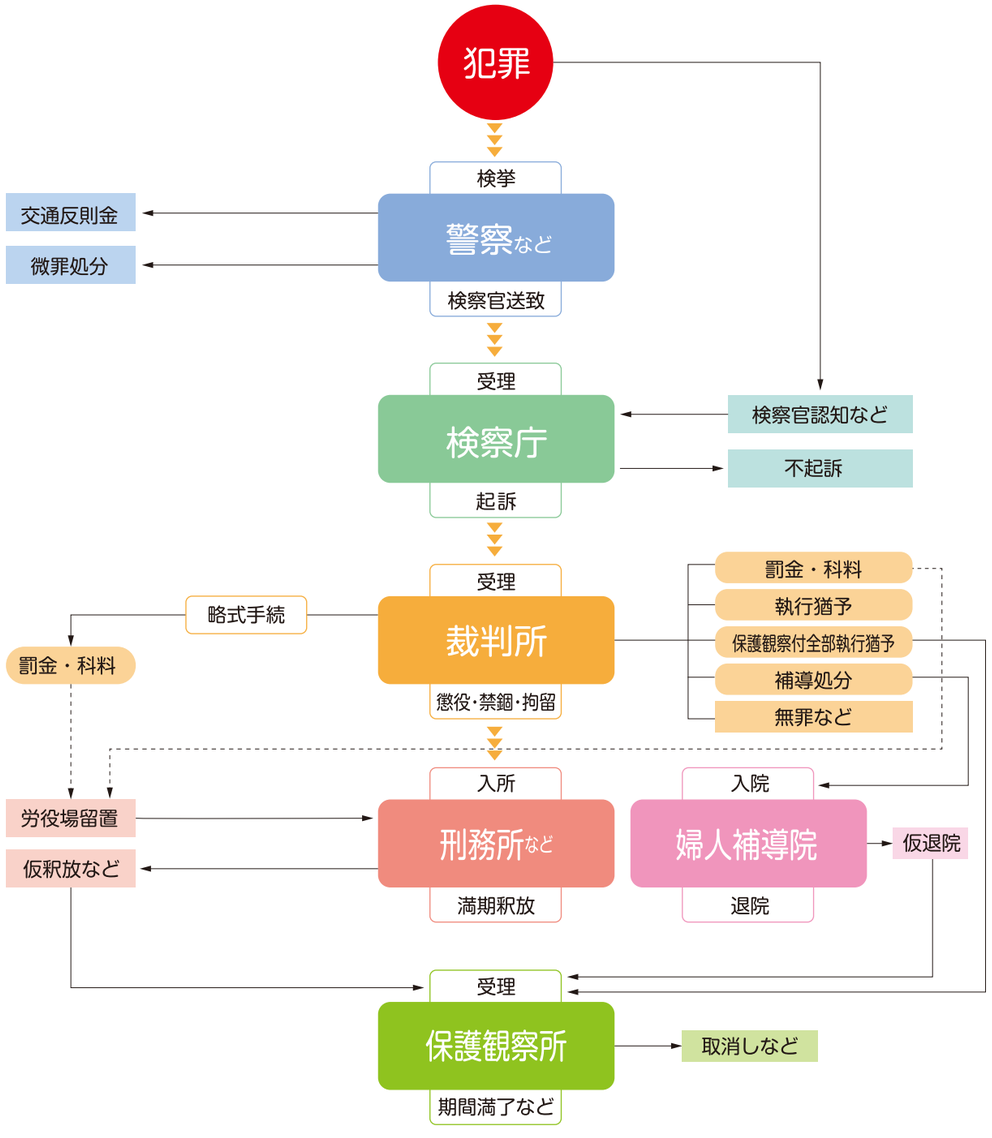


更生ペンギンの
サラちゃん
（更生保護のマスコットキャラクター）

刑事司法手続きの流れ

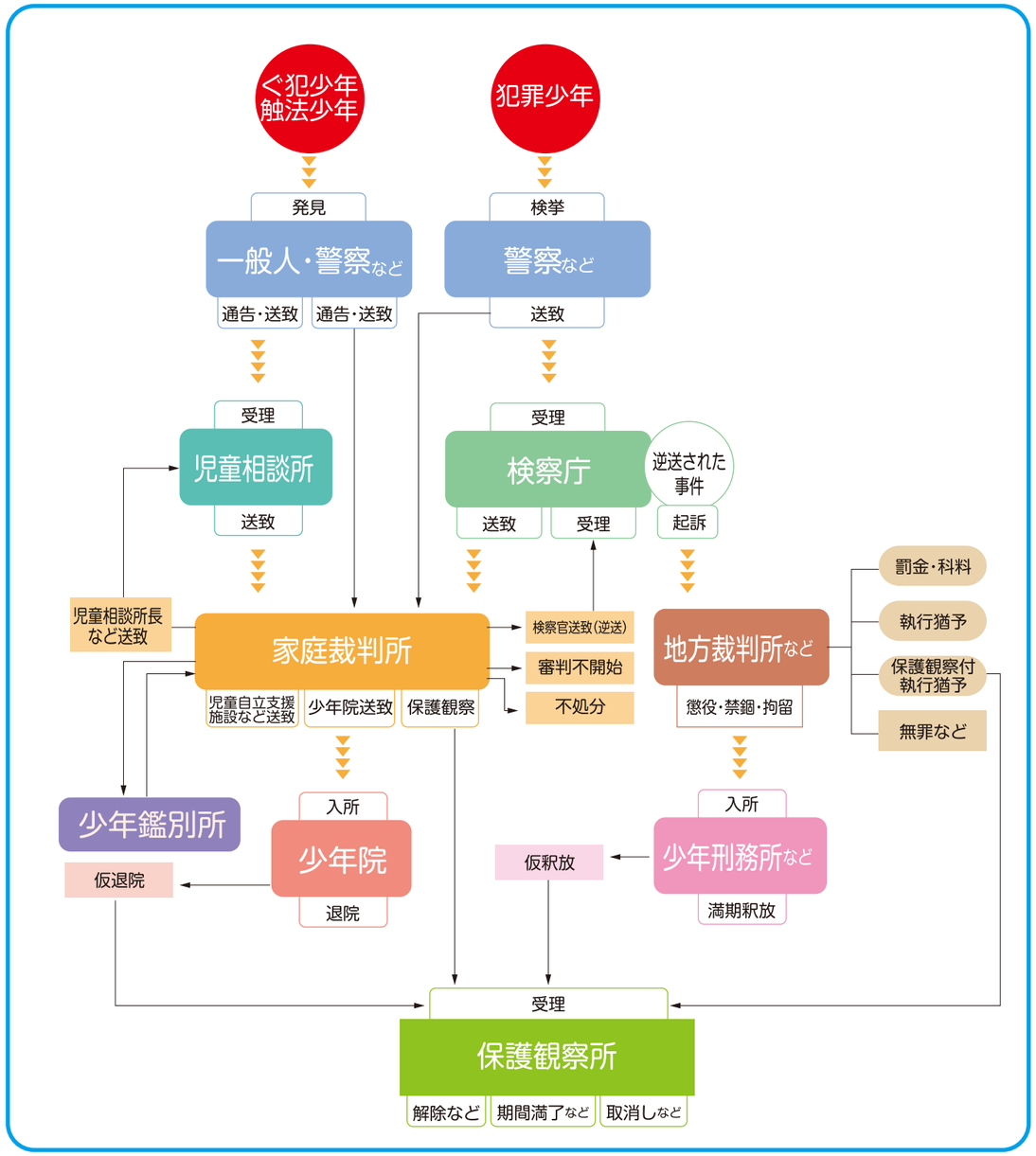
成年

成人による刑事事件の流れ



少年

非行少年に関する手続の流れ



用　語　解　説

刑事司法手続きの流れ（成年・少年）に出てくる用語

検挙　けんきょ
警察や検察などの捜査機関が被疑者や犯罪行為を特定すること。逮捕、微罪処分に必要な捜査、任意取り調べも含む。

送致（検察官送致）　そうち（けんさつかんそうち）
警察が事件の証拠物や被疑者の身柄などを検察官に引き継ぐこと。

微罪処分　びざいしょぶん
軽微な犯罪により警察段階で刑事手続を終了させること。

起訴　きそ
検察官が裁判所に対して、刑事裁判にかけること。裁判にかけないことを不起訴という。

科料　かりょう
財産刑（財産の剥奪を内容とする刑罰）の一種。1000 円以上１万円未満。
＊罰金：１万円以上

執行猶予　しっこうゆうよ
一定の期間（執行猶予期間）法令の定めるところにより刑事事件を起こさず無事に経過したときはその刑を消滅させる制度。

保護観察　ほごかんさつ
犯罪をした人や少年が改善・更生を目的として、遵守事項を守るよう指導・監督し、必要な補導・援護を行うこと。

補導処分　ほどうしょぶん
売春勧誘などの罪を犯した満 20 歳以上の女子に対し、婦人補導院に収容し生活指導・職業補導・医療を行う処分

懲役　ちょうえき
犯罪をした者を刑事施設に拘置して刑務作業を科すこと。

禁錮　きんこ
刑事施設に拘置されるが、刑務作業は科されない。

拘留　こうりゅう
１日以上 30 日未満、刑事施設に拘置される。刑務作業は科されない。

略式手続　りゃくしきてつづき
100 万円以下の罰金又は科料にあたる罪について、簡略化された裁判の手続。

満期釈放　まんきしゃくほう
主に懲役刑・禁錮刑の刑期終了により釈放されること。

仮釈放　かりしゃくほう
矯正施設に収容されている人を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付すること。

労役場　ろうえきじょう
罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置される。

婦人補導院　ふじんほどういん
売春防止法による違反で補導処分となった成人女子を収容する施設。

ぐ犯少年　ぐはんしょうねん
20 才未満で、保護者の正当な監督に従わないなどの不良行為があり、その性格や環境から、将来罪を犯すおそれのある少年。

触法少年　しょくほうしょうねん
14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年。法律上、処罰対象から除外される。

検察官送致（逆送）　けんさつかんそうち（ぎゃくそう）
家庭裁判所は審判の結果、刑事処分が相当と認められるときにされる決定。

審判不開始　しんぱんふかいし
軽微な事件の場合など、家庭裁判所における調査のみを行い、審判を開かずに事件を終わらせること。

その他

拘置所　こうちしょ
主に被疑者・被告人などの身柄を収容する施設。

勾留　こうりゅう
被疑者又は被告人を刑事施設に拘束すること
起訴前勾留（10 日間～ 20 日間）と起訴後勾留（2 か月間）がある。

刑事施設　けいじしせつ
刑務所、少年刑務所、拘置所の総称。

矯正施設　きょうせいしせつ
刑務所、少年刑務所、拘置所、少年鑑別所、少年院、婦人補導院の総称。

留置場　りゅうちじょう
都道府県の警察署内に設置され、警察に逮捕された被疑者を収容する施設。

更生緊急保護　こうせいきんきゅうほご
保護観察に付されている人や刑事上の手続き等による身体拘束の解かれた人で、援助や保護が必要な場合には、本人の申し出により食事の給与や医療、帰住の援助等の措置を受けることができる。

医療観察制度　いりょうかんさつせいど
心身喪失等の状態で殺人や放火等重大な他害行為をした精神障がい者の社会復帰の促進を目的として平成 17 年７月から施行された。
保護観察所（社会復帰調整官）は、精神保健観察及び退院地の選定・確保等生活環境の調整を行う。

特別調整　とくべつちょうせい
高齢又は障がい等により特に自立が困難で福祉の支援を必要とする矯正施設出所者に対し、矯正施設入所中から矯正施設、地域生活定着支援センターと連携し、必要な調整を行うもの。

観護措置　かんごそち
家庭裁判所が少年事件受理後、少年を少年鑑別所に収容すること。

社会を明るくする運動
犯罪や非行のない明るい社会を目指す全国的な運動。毎年７月を強調月間としている。なお、７月は再犯防止啓発月間。

弁護人　べんごにん
刑事手続において被疑者または被告人が正当に権利を行使し、また正当な利益を保護するための支援者・代弁者。
（国選弁護人）裁判所が選任した者
（私選弁護人）被告人等私人が選任した者

付添人　つきそいにん
少年の権利を守り、援助するために選任された者。弁護士に限られない。

被疑者　ひぎしゃ
捜査の対象者であるが、検察官によって起訴されていない者。

被告人　ひこくにん
犯罪の嫌疑を受けて起訴されたが、裁判が確定していない者。

接見　せっけん
被疑者、被告人が弁護人や家族、知人などと面会すること。



平成28年に施行された「再犯防止等の推進に関する法律」に基づき、国の「再犯防止推進計画」が策定されました。

犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えることで、住民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心な社会の実現を目的としています。

島根県においても、誰もが地域の一員として暮らすことのできる地域社会を目指して国、県、市町村、民間団体等が互いに理解・協力し、支援を必要としているすべての人をともに支えることができるよう、再犯の防止等に関する施策を推進していきます。

このたび、関係機関・団体の一覧表、刑事司法手続きの流れ、専門用語の解説をまとめましたのでご活用ください。

【お問い合わせ】
健康福祉部 地域福祉課 0852-22-6822